

地域福祉権利擁護事業のご案内



地域福祉権利擁護事業は、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分ではないために、介護保険制度を含めた福祉サービス等を適切に利用できない人に対して、本人との契約により福祉サービスの利用援助（代行、代理・情報提供）や日常的金銭管理などについて継続的に支援する仕組みで、平成11年10月から始まった制度です。

これまでに、県内で283名（平成16年12月末日現在）の方が利用しています。

地域福祉権利擁護事業
（福祉サービス利用援助事業）とは？

目的

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分の方や日常生活に不安のある方が、地域社会で自立して生活するために必要な福祉サービスの利用をお手伝いします。

援助内容

- ・ 情報提供・助言
- ・ 福祉サービスの利用手続き援助（申込手続き同行・代行、契約締結の支援）
- ・ 福祉サービス利用料の支払い
- ・ 苦情解決制度の利用援助
- ・ 日常的な金銭管理サービス（生活費の引き出し、支払い）
- ・ 書類等の預かり（通帳・印鑑の保管など）



対象者

日常生活を営む上で必要となる福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについて、自分の判断で適切に行うことが困難な方で、契約書や支援計画書の内容を理解することができずの方。

利用料

- ・ 相談や支援計画書の作成までは、無料。
- ・ 生活支援員が行う支援計画書に基づいた支援は、
1時間あたり 900円
書類の預かり 1か月あたり 500円
- ・ 生活保護を受けている方の利用料の負担はありません。



安心してご利用いただくために

サービスの実施にあたっては、利用者や社会福祉協議会の契約内容を審査するための契約締結

審査会、サービス提供の適正さを監視するための運営適正化委員会を設置しています。これらは、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成し、適正な事業運営の確保に努めています。

サービスをご利用いただくためには

町の社会福祉協議会に連絡してください。
本人以外でも、家族など身近な方、役場等の窓口、民生委員児童委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者（町社会福祉協議会）などを通じての問い合わせにも対応します。



- ・ お問い合わせ
役場福祉課
☎(84)11111（内線236）
- ・ 社会福祉協議会
☎(84)0765
- ・ 茨城県地域福祉権利擁護センター
水戸市千波町1918
☎029(241)1133
✉kenriyogo@ibaraki-shakyo.jp